

## 告 示

### 埼玉県告示第三百二十六号

埼玉県開発登録簿閲覧規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県開発登録簿閲覧規程の一部を改正する告示

埼玉県開発登録簿閲覧規程（昭和四十五年埼玉県告示第六百九十九号）の一部を次のように改正する。

別表埼玉県川越建築安全センター（東松山駐在）内の項中「並びに秩父郡東秩父村」を「秩父郡横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町及び東秩父村、児玉郡美里町、神川町及び上里町並びに大里郡寄居町」に改め、同表埼玉県熊谷建築安全センター内の項及び埼玉県熊谷建築安全センター（秩父駐在）内の項を削る。

附 則

この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。